

平成 23 年

第 1 回市議会定例会 議案第 35 号

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 25 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5
年函館市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

石川北地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された函館圏都市計画石川北地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	を
滝沢地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された函館圏都市計画滝沢地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	
石川北地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された函館圏都市計画石川北地区地区計画において地区整備計画が定めら	に

	れた区域
--	------

改める。

別表第 2 中

石川北地区地区整備計画区域	低層専用住宅地区	桔梗中の沢地区地区整備計画区域低層専用住宅地区の項イ欄に掲げるもの
滝沢地区地区整備計画区域	低層専用住宅地区	桔梗中の沢地区地区整備計画区域低層専用住宅地区の項イ欄に掲げるもの

を

石川北地区地区整備計画区域	低層専用住宅地区	桔梗中の沢地区地区整備計画区域低層専用住宅地区の項イ欄に掲げるもの
---------------	----------	-----------------------------------

に

改める。

別表第 5 中

	一般住宅 B 地区	180 平方メートル
滝沢地区地区整備計画区域	低層専用住宅地区	180 平方メートル
	低層一般住宅地区	180 平方メートル

を

	一般住宅 B地区	180平方メートル	に
--	-------------	-----------	---

改める。

附 則

この条例は、函館圏都市計画滝沢地区地区計画の廃止に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による告示があった日から施行する。

（提案理由）

滝沢地区地区計画の廃止に伴い規定を整備するため